

議案第 2 4 号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(山陽小野田市厚狭地区複合施設条例の一部改正)

第 1 条 山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成 2 7 年山陽小野田市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

第 1 研修室 A	2 4 0 円
第 1 研修室 B	2 4 0 円
第 1 研修室 C	2 4 0 円
第 2 研修室 A	2 4 0 円

」

を

「

第 1 研修室 A	2 5 0 円
-----------	---------

第1研修室B	250円
第1研修室C	250円
第2研修室A	250円

」

に、

「

団体企画室	160円	100円
和室	160円	100円

」

を

「

団体企画室	160円	110円
和室	160円	110円

」

に、

「

調理実習室	240円
会議室	240円

」

を

「

調理実習室	250円
会議室	250円

」

に、

「

ピアノ	1台	2,160円
バレーボール	1式	430円
バドミントン	1式	100円

卓球	1 式	1 0 0 円
----	-----	---------

」

を

「

ピアノ	1 台	2, 2 0 0 円
バレーボール	1 式	4 4 0 円
バドミントン	1 式	1 1 0 円
卓球	1 式	1 1 0 円

」

に改める。

(山陽小野田市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 2 条 山陽小野田市法定外公共物管理条例 (平成 1 7 年山陽小野田市条例第 6 5 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「1. 0 8」を「1. 1」に改める。

(山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例の一部改正)

第 3 条 山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例 (平成 1 8 年山陽小野田市条例第 3 6 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1. 0 8」を「1. 1」に改める。

(山陽小野田市行政財産使用料徴収条例の一部改正)

第 4 条 山陽小野田市行政財産使用料徴収条例 (平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 1 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1. 0 8」を「1. 1」に改める。

(山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例の一部改正)

第 5 条 山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例 (平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 4 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び別表備考 5 中「1. 0 8」を「1. 1」に改める。

(山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例の一部改正)

第 6 条 山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例 (平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び別表備考 5 中「1. 0 8」を「1. 1」に改める。

(山陽小野田市道路占用料徴収条例の一部改正)

第7条 山陽小野田市道路占用料徴収条例(平成17年山陽小野田市条例第96号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

(山陽小野田市石丸総合館条例の一部改正)

第8条 山陽小野田市石丸総合館条例(平成17年山陽小野田市条例第103号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

集会室	240円
調理実習室	240円

」

を

「

集会室	250円
調理実習室	250円

」

に、

「

和室	160円	100円
談話室	160円	100円

」

を

「

和室	160円	110円
談話室	160円	110円

」

に改める。

(山陽小野田市福祉センター条例の一部改正)

第9条 山陽小野田市福祉センター条例（平成17年山陽小野田市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

福祉センター使用料表

山陽 小野 田市	種別	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後10時	時間区分帯以外（1 時間につき）	
					午前	午後
有帆 福祉 会館	娯楽研修 室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330
	休養室	円 —	円 —	円 1,100	円 110	円 220
山陽 小野 田市	種別	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後10時	時間区分帯以外（1 時間につき）	
					午前	午後
高千 帆福 社会 館	第1会議 室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330
	第2会議 室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330
	娯楽研修 室	円 —	円 —	円 1,650	円 170	円 330
		ただし、浴室使用のない日は、 880円	ただし、浴室使用のない日は、 1,100円			
	休養室	円 —	円 —	円 1,100	円 110	円 220
浴室		区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	

		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		110	50	
		(1人につき)		円	円	
		福祉センター使用者		370	110	
山陽 小野 田市	種別	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後10時	時間区分帯以外(1 時間につき)	
					午前	午後
高泊 福祉 会館	娯楽研修 室	円 —	円 —	円 1,650	円 170	円 330
		ただし、浴 室使用のな い日は、 880円	ただし、浴 室使用のな い日は、 1,100 円			
	休養室	円 —	円 —	円 1,100	円 110	円 220
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	
		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		110	50	
		(1人につき)		円	円	
		福祉センター使用者		370	110	
山陽 小野 田市	種別	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後10時	時間区分帯以外(1 時間につき)	
					午前	午後
中央 福祉 セン ター	講堂	円 1,100	円 1,650	円 2,200	円 220	円 440
	研修室	円 1,100	円 1,650	円 2,200	円 220	円 440

	会議室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330
	大広間	円 2,200	円 2,750	円 3,300	円 220	円 440
	娯楽研修室	円 —	円 —	円 2,200	円 —	円 440
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	
		(1人につき) 福祉対象者及び介護人		円 110	円 50	
		(1人につき) 福祉センター使用者		円 370	円 110	
山陽 小野 田市	種別	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後10時	時間区分帯以外(1 時間につき)	
					午前	午後
須恵 福祉 会館	大広間	円 2,200	円 2,750	円 3,300	円 220	円 440
山陽 小野 田市	種別	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後10時	時間区分帯以外(1 時間につき)	
					午前	午後
赤崎 福祉 会館	娯楽研修室	円 —	円 —	円 2,200	円 220	円 440
		ただし、浴室使用のない日は、 1,100円	ただし、浴室使用のない日は、 1,650円			
	休養室	円	円	円	円	円

		—	—	1, 100	110	220
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	
		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		110	50	
		(1人につき)		円	円	
		福祉センター使用者		370	110	
山陽 小野 田市 本山 福祉 会館	種別	午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後10時	時間区分帯以外(1 時間につき)	
					午前	午後
	第1研修 室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330
	第2研修 室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330
	休養室	円 —	円 —	円 1,100	円 110	円 220
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	
		(1人につき)		円	円	
福祉対象者及び介護人		110	50			
	(1人につき)		円	円		
	福祉センター使用者		370	110		

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

福祉センター冷暖房使用料表

福祉センター名	種別	使用料(1時間につき)	
		冷房	暖房
山陽小野田市有帆福祉会館	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市高千帆福祉会	第1会議室	490円	330円

館	第2会議室	490円	330円
	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市高泊福祉会館	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市中央福祉センター	講堂	490円	330円
	研修室	490円	330円
	会議室	270円	160円
	大広間	1,480円	990円
	娯楽研修室	490円	330円
山陽小野田市須恵福祉会館	大広間	1,480円	990円
山陽小野田市赤崎福祉会館	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市本山福祉会館	第1研修室	270円	160円
	第2研修室	270円	160円
	休養室	270円	160円

(山陽小野田市急患診療所条例の一部改正)

第10条 山陽小野田市急患診療所条例（平成21年山陽小野田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「1,620円」を「1,650円」に改める。

(山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第11条 山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山陽小野田市条例第129号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条、第16条関係）

一般廃棄物処理手数料

種類	区分			金額
特定家庭用機器廃棄物以外の一般廃棄物	一般家庭	収集	燃やせるごみ	市長が指定するごみ袋45リットル用1枚につき5円
				市長が指定するごみ袋35リットル用1枚につき4円
				市長が指定するごみ袋15リットル用1枚につき2円
			大型ごみ	1個につき550円
			犬、猫等の動物の死体	1体につき550円
		持込み	1日につき 1 20キログラム以下 無料 2 20キログラムを超え、40キログラム以下 220円 3 40キログラムを超え、60キログラム以下 330円 4 60キログラムを超え、80キログラム以下 440円 5 80キログラムを超え、100キログラム以下 550円 6 100キログラムを超える場合 550円に、超える部分につき50キ	

			ログラムまでごとに 275円を加算した額
一般家庭 以外	収集	犬、猫等 の動物の 死体	1体につき550円
	持込み		1日につき 1 20キログラム以下 220円 2 20キログラムを超 え、40キログラム以下 440円 3 40キログラムを超 え、60キログラム以下 660円 4 60キログラムを超 え、80キログラム以下 880円 5 80キログラムを超 え、100キログラム以 下 1,100円 6 100キログラムを超 える場合 1,100円 に、超える部分につき 100キログラムまでご とに1,100円を加算 した額

特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器が廃棄物になったもの）	収集	1台につき2,750円
	持込み	1台につき2,200円

別表第2中「1,080円」を「1,100円」に、「210円」を「220円」に改める。

（山陽小野田市墓地条例の一部改正）

第12条 山陽小野田市墓地条例（平成17年山陽小野田市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中「13,370円」を「13,610円」に改める。

（山陽小野田市商工センター条例の一部改正）

第13条 山陽小野田市商工センター条例（平成17年山陽小野田市条例第150号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

第1会議室	1,080	1,620	2,160	270	430
第2会議室	860	1,080	1,620	210	320

第3会議室	860	1,080	1,620	210	320
講堂	3,240	4,320	6,480	810	1,180

を

「

第1会議室	1,100	1,650	2,200	270	440
第2会議室	880	1,100	1,650	220	330
第3会議室	880	1,100	1,650	220	330
講堂	3,300	4,400	6,600	820	1,210

に改める。

別表第2中

「

第1会議室	480	320
第2会議室	320	270
第3会議室	320	270
講堂	1,620	1,130

を

「

第1会議室	490	330
第2会議室	330	270
第3会議室	330	270
講堂	1,650	1,150

に改める。

(山陽小野田市漁港管理条例の一部改正)

第14条 山陽小野田市漁港管理条例(平成17年山陽小野田市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「1.08」を「1.1」に改める。

(山陽小野田市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第15条 山陽小野田市勤労青少年ホーム条例（平成17年山陽小野田市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

音楽室	個人	30
	団体	240
調理実習室		240
会議室		240

」

を

「

音楽室	個人	30
	団体	250
調理実習室		250
会議室		250

」

に、

「

会議室（1階）	240
---------	-----

」

を

「

会議室（1階）	250
---------	-----

」

に、

「

音楽室	240
-----	-----

を

「

音楽室		250
-----	--	-----

」

に改める。

別表第2中

「

和室	160	100
軽運動室	480	320

」

を

「

和室	160	110
軽運動室	490	330

」

に、

「

会議室（2階）	160	100
---------	-----	-----

」

を

「

会議室（2階）	160	110
---------	-----	-----

」

に、

「

小会議室	160	100
教養娯楽室	160	100

」

を

「

小会議室	160	110
教養娯楽室	160	110

」

に改める。

別表第3中

「

バレーボール	1式	430
バドミントン	1式	100
卓球台	1式	100
卓球台	1式	100

」

を

「

バレーボール	1式	440
バドミントン	1式	110
卓球台	1式	110
卓球台	1式	110

」

に改める。

(山陽小野田市労働会館条例の一部改正)

第16条 山陽小野田市労働会館条例（平成17年山陽小野田市条例第134号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小会議室			860	1,080	1,620	210	320
大ホール	スポーツ	半面	270	320	370	100	160
	ツ使用	全面	540	640	750	210	320

	スポーツ外使用	1, 080	1, 290	1, 620	210	320
ステージ		540	640	860	210	320
大会議室1		1, 180	1, 510	2, 160	210	320
大会議室2		1, 180	1, 510	2, 160	210	320
和室		860	1, 080	1, 620	210	320

」

を

「

小会議室			880	1, 100	1, 650	220	330
大ホール	スポーツ使用	片面	270	330	380	110	160
		全面	550	660	770	220	330
	スポーツ外使用		1, 100	1, 320	1, 650	220	330
ステージ			550	660	880	220	330
大会議室1			1, 210	1, 540	2, 200	220	330
大会議室2			1, 210	1, 540	2, 200	220	330
和室			880	1, 100	1, 650	220	330

」

に改める。

別表第2中

「

小会議室	320	270
大ホール	1, 450	970
大会議室1	480	320
大会議室2	480	320

」

を

「

小会議室	330	270
大ホール	1, 480	990

大会議室 1	4 9 0	3 3 0
大会議室 2	4 9 0	3 3 0

」

に改める。

別表第 3 中

「

バレーボールネット	4 3 0
バドミントンネット	1 0 0
卓球台（ネット付）	1 0 0

」

を

「

バレーボールネット	4 4 0
バドミントンネット	1 1 0
卓球台（ネット付）	1 1 0

」

に改める。

（山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例の一部改正）

第 1 7 条 山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

事務室	4 4 0
第 1 教室	1 9 0
第 2 教室	2 4 0
第 3 教室	4 9 0
第 4 教室	2 3 0
第 5 教室	3 5 0
第 6 教室	1 9 0

第7教室	850
AV教室	600
パソコン教室	350
多目的実習棟	490
多目的ホール	490

」

を

「

事務室	450
第1教室	190
第2教室	250
第3教室	500
第4教室	240
第5教室	360
第6教室	190
第7教室	860
AV教室	610
パソコン教室	360
多目的実習棟	500
多目的ホール	500

」

に改め、同表備考2中「210円」を「220円」に改める。

別表第2中

「

事務室	640	480
第2教室	320	270
第3教室	640	480
第4教室	320	270
第5教室	480	320

第6教室	270	160
第7教室	970	640
A V教室	970	640
パソコン教室	480	320
多目的ホール	640	480

」

を

「

事務室	660	490
第2教室	330	270
第3教室	660	490
第4教室	330	270
第5教室	490	330
第6教室	270	160
第7教室	990	660
A V教室	990	660
パソコン教室	490	330
多目的ホール	660	490

」

に改める。

(山陽小野田市港湾施設条例の一部改正)

第18条 山陽小野田市港湾施設条例(平成17年山陽小野田市条例第152号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「1.08」を「1.1」に改める。

(山陽小野田市都市公園条例の一部改正)

第19条 山陽小野田市都市公園条例(平成17年山陽小野田市条例第160号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「1.08」を「1.1」に改める。

別表第3備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第10条関係）

有料公園 施設名	使用料				
	浜河内緑 地、東沖 緑地及び 使用区分	時間区分	金額		
		午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から日没 まで	
須恵健康 公園の庭	一般使用	100円	100円	100円	
	高校生以下	50円	50円	50円	
球場	市外申込者の使用料は、定額の3倍とする。				
須恵健康 公園体育 館	区分	1時間につき			
	1 / 3面	100円			
	半面	150円			
	2 / 3面	200円			
	全面	300円			
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位	1回につき	
	体育器具	バレーボール	一式	410円	
		バドミントン	一式	100円	
		インディアカ	一式	100円	
卓球		一式	100円		
庭球		一式	410円		
若山公園 野外ステ ージ	区分	金額			
		午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時か ら午後10 時まで	時間区分帯以外 (1時間につき)
				午前	午後
		1,040円	1,250円	1,570 円	200円
業として使用する場合は、上記にかかわらず1日につき9,420					

	円とする。			
竜王山公園オートキャンプ場	入場料	1人1日につき100円		
	時間区分	金額		
		使用区分	<table border="1"> <tr> <td>デイ利用 (午前9時から午後4時まで)</td> <td>1泊 (午後3時から翌日午後1時まで)</td> </tr> </table>	デイ利用 (午前9時から午後4時まで)
	デイ利用 (午前9時から午後4時まで)	1泊 (午後3時から翌日午後1時まで)		
	個別サイト	1区画につき 2,090円	1区画につき 4,190円	
	広場サイト	1区画につき 1,040円	1区画につき 2,090円	
	トレーラーハウス	1台につき 5,230円	1台につき 10,470円	
	キャンプセンター研修室	1時間につき310円		
	コインシャワー	1回につき200円の範囲内で実費を勘案して市長が定める額		
	コイン洗濯機			
	コイン乾燥機			
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	単位	金額(1回につき)	
	キャンプ器具	1張、1点又は 1組	2,090円の範囲内で市長が定める額	
竜王山公園	金額			
園多目的施設研修室	1時間につき310円			
有帆緑地	金額			
管理棟会議室	1時間につき310円			
江汐公園	金額(1面につき)			

庭球場	午前 8 時 3 0 分から正午まで		1, 3 3 0 円
	午後 1 時から午後 5 時まで		1, 5 1 0 円
	午後 5 時から午後 7 時まで		9 4 0 円
	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで		2, 8 6 0 円
	午前 8 時 3 0 分から午後 7 時まで		3, 8 0 0 円
江汐公園	金額（1 人 1 日につき）		
キャンプ場	3 1 0 円の範囲内で市長が定める額		
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	単位	金額（1 回につき）
	キャンプ器具	1 張又は 1 点	1, 0 4 0 円の範囲内で市長が定める額
江汐公園	金額（1 日につき）		
管理棟講義室	1, 1 3 0 円		

別表第 3 備考 7 中「5 5 0 円」を「5 6 0 円」に改める。

（山陽小野田市立学校施設使用料条例の一部改正）

第 2 0 条 山陽小野田市立学校施設使用料条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 1 7 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

各学校屋内 運動場	6 4 0 円	1, 0 8 0 円	1, 0 8 0 円	2 1 0 円
--------------	---------	------------	------------	---------

」

を

「

各学校屋内 運動場	6 6 0	1, 1 0 0	1, 1 0 0	2 2 0
--------------	-------	----------	----------	-------

」

に改める。

(山陽小野田市立図書館条例の一部改正)

第21条 山陽小野田市立図書館条例（平成17年山陽小野田市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

視聴覚ホール	790
	映像設備を使用する場合は、1回につき2,160円、ピアノを使用する場合は、1回につき1,080円の使用料を加算して徴収する。

」

を

「

視聴覚ホール	810
	映像設備を使用する場合は、1回につき2,200円、ピアノを使用する場合は、1回につき1,100円の使用料を加算して徴収する。

」

に改める。

別表第2中

「

視聴覚ホール	800	640
--------	-----	-----

」

を

「

視聴覚ホール	810	650
--------	-----	-----

」

に、

「

和室	160	100
----	-----	-----

」

を

「

和室	160	110
----	-----	-----

」

に改める。

(山陽小野田市公民館条例の一部改正)

第22条 山陽小野田市公民館条例（平成17年山陽小野田市条例第183号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

種類	区分		使用料（1時間当たり）		
有帆 公民 館	研修室		250円		
	会議室		250円		
	調理実習室		250円		
	コミュ ニティ 体育館	フロ アー	1 / 3面	100円	
			半面	150円	
		2 / 3面		200円	
		全面		300円	
	ステージ		20円		
	軽運動室		40円		
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
区分		使用料（1時間当たり）			
		冷房	暖房		
研修室		270円	160円		
会議室		270円	160円		
調理実習室		270円	160円		
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					

区分		品名	単位	金額（1回につき）
体育器具		バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球	1式	110円
		庭球	1式	440円
高千帆公民館	山陽小野田市勤労青少年ホーム条例（平成17年山陽小野田市条例第133号）別表第1の小野田勤労青少年ホーム欄、別表第2の小野田勤労青少年ホーム欄及び別表第3の小野田勤労青少年ホーム欄に規定する額			
高泊公民館	区分		使用料（1時間当たり）	
	研修室		250円	
	会議室		170円	
	調理実習室		250円	
	団体企画室		80円	
コミュニティ体育館	フロアー	1 / 3面	100円	
		半面	150円	
		2 / 3面	200円	
		全面	300円	
	ステージ		20円	
	軽運動室		40円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
区分		使用料（1時間当たり）		
		冷房	暖房	
研修室		270円	160円	
会議室		160円	110円	
調理実習室		270円	160円	
団体企画室		160円	110円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
区分		品名	単位	金額（1回につき）

	体育器具	バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球	1式	110円
		庭球	1式	440円
小野田市民館	山陽小野田市民館条例（平成17年山陽小野田市条例第188号）で定める額			
須恵公民館	区分	使用料（1時間当たり）		
	第1研修室	310円		
	第2研修室	250円		
	会議室	310円		
	団体企画室	250円		
	調理実習室	310円		
	和室	250円		
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	使用料（1時間当たり）		
		冷房	暖房	
	第1研修室	270円	160円	
	第2研修室	270円	160円	
	会議室	270円	160円	
	団体企画室	270円	160円	
	調理実習室	270円	160円	
	和室	270円	160円	
赤崎公民館	区分	使用料（1時間当たり）		
	第1研修室	250円		
	第2研修室	390円		
	第1会議室	80円		
	第2会議室	170円		
	調理実習室	250円		

和室			250円
大講堂	フロ アー	1 / 3面	100円
		半面	150円
		2 / 3面	200円
		全面	300円

冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
第1研修室	270円	160円
第2研修室	490円	330円
第1会議室	160円	110円
第2会議室	160円	110円
調理実習室	270円	160円
和室	270円	160円

器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	品名	単位	金額（1回につき）
体育器具	バレーボール	1式	440円
	バドミントン	1式	110円
	卓球	1式	110円
	庭球	1式	440円

本山 公民 館	区分		使用料（1時間当たり）	
	研修室		250円	
	会議室		250円	
	調理実習室		250円	
	和室		170円	
	団体企画室		80円	
	コミュ ニティ 体育館	フロ アー	1 / 3面	100円
			半面	150円
			2 / 3面	200円

	全面		300円
	ステージ		20円
	軽運動室		40円
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
	研修室	270円	160円
	会議室	270円	160円
	調理実習室	270円	160円
	和室	160円	110円
	団体企画室	160円	110円
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	品名	単位 金額（1回につき）
	体育器具	バレーボール	1式 440円
		バドミントン	1式 110円
		卓球	1式 110円
		庭球	1式 440円
厚狭 公民館	山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成27年山陽小野田市条例第3号）で定める額		
埴生 公民館	区分	使用料（1時間当たり）	
	大講堂	390円	
	第1会議室（小講堂）	170円	
	第2会議室（小講堂）	170円	
	和室	170円	
	調理実習室	250円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房

	大講堂	490円	330円
	第1会議室（小講堂）	160円	110円
	第2会議室（小講堂）	160円	110円
	和室	160円	110円
	調理実習室	270円	160円
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	品名	単位 金額（1回につき）
	設備器具	ピアノ	1台 2,200円
厚陽	区分	使用料（1時間当たり）	
公民館	講堂	390円	
	会議室	250円	
	第1研修室	80円	
	第2研修室	80円	
	調理実習室	250円	
	談話室	80円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
	講堂	490円	330円
	会議室	270円	160円
	第1研修室	160円	110円
	第2研修室	160円	110円
	調理実習室	270円	160円
	談話室	160円	110円
出合	区分	使用料（1時間当たり）	
公民館	講堂	390円	
	会議室	250円	
	第1研修室	80円	
	第2研修室	80円	

調理実習室	250円	
団体企画室	80円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
講堂	490円	330円
会議室	270円	160円
第1研修室	160円	110円
第2研修室	160円	110円
調理実習室	270円	160円
団体企画室	160円	110円

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。

（山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例の一部改正）

第23条 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例（平成17年山陽小野田市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

きらら交流館使用料

（単位：円）

使用区分 種別	金額		
	午前9時から正午 まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで
大研修室	2,750	4,950	6,600
	映像設備を使用する場合は、1回につき2,200円の使用料を加算して徴収する。		
研修室1	880	1,100	1,650
研修室2	880	1,100	1,650

調理実習室	880	1,100	1,650
展示ホール	440	550	820
宿泊室	1時間につき 330		

別表第1備考3中「510円」を「520円」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

きらら交流館浴室使用料表

区分	金額		
	大人(中学生以上)	小人(小学生)	小学生未満
宿泊しない者	1回につき 520円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者(サイト又はトレーラーハウスを使用する者に限る。)は、半額とする。	1回につき 260円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者(サイト又はトレーラーハウスを使用する者に限る。)は、半額とする。	無料 ただし、保護者同伴でない場合は、小人と同様とする。
	回数券12枚つづり 5,200円	回数券12枚つづり 2,600円	
宿泊する者	無料		

別表第3(第6条関係)

きらら交流館宿泊室使用料表

ア 第4条第2号に規定する宿泊

(単位:円)

区分	金額(1室1泊)
----	----------

洋室	5, 5 0 0
和室	7, 7 0 0

イ 第4条第3号に規定する宿泊

(単位：円)

区分	金額(1人1泊)	
洋室及び和室	1人1室利用	5, 5 0 0
	2人1室利用	4, 4 0 0
	3人以上1室利用	3, 3 0 0

別表第4中

「

大研修室	9 7 0	6 4 0
------	-------	-------

」

を

「

大研修室	9 9 0	6 6 0
------	-------	-------

」

に改める。

(山陽小野田市青年の家等設置条例の一部改正)

第24条 山陽小野田市青年の家等設置条例(平成17年山陽小野田市条例第185号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

和室	2 4 0 円
視聴覚室	2 4 0 円

」

を

「

和室	2 5 0 円
----	---------

視聴覚室	250円
------	------

に、

「

高校生以下	1泊	100円	150円	シーツ使用料 は、洗濯料の実 費とする
大学生・勤労青年	1泊	210円	320円	
一般	1泊	320円	480円	

を

「

高校生以下	1泊	110円	150円	シーツ使用料 は、洗濯料の実 費とする。
大学生・勤労青年	1泊	220円	330円	
一般	1泊	330円	490円	

に改める。

別表第2中「1人につき 100円」を「1人につき 110円」に、

「

専用使用プール	平日	午前 2,700円 午後 3,780円
	土曜・日曜・祝日	午前 5,400円 午後 6,480円

を

「

専用使用プール	平日	午前 2,750円 午後 3,850円
	土曜・日曜・祝日	午前 5,500円 午後 6,600円

に改める。

別表第3中「100円」を「110円」に改める。

別表第4中

「

営利を目的としない催物	600円
営利を目的とした催物	1,200円

」

を

「

営利を目的としない催物	610円
営利を目的とした催物	1,230円

」

に、

「

バレーボール器具	1組	430円
バドミントン器具	1組	100円
バスケットボール器具	1組	540円

」

を

「

バレーボール器具	1組	440円
バドミントン器具	1組	110円
バスケットボール器具	1組	550円

」

に改める。

別表第5備考5中「210円」を「220円」に改める。

別表第6中

「

高校生以下	100円
-------	------

一般	210円
プロスポーツ及びスポーツ以外の催物	1,620円

」

を

「

高校生以下	110円
一般	220円
プロスポーツ及びスポーツ以外の催物	1,650円

」

に改め、同表備考5中「2,310円」を「2,350円」に改める。

(山陽小野田市きららガラス未来館条例の一部改正)

第25条 山陽小野田市きららガラス未来館条例(平成17年山陽小野田市条例第189号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

工芸教室	1,290	1,620	270	540
多目的ホール	640	810	100	210

」

を

「

工芸教室	1,320	1,650	270	550
多目的ホール	660	810	110	220

」

に改める。

別表第2中

「

ベンチ(ガラス溶解炉、ピックアップオーブ)	1日	10,800円
-----------------------	----	---------

ン、徐冷炉、グローリーホールその他工具一式)	半日	5,400円
コールドショップ（加工機その他工具一式） 1人につき	1時間	320円
サンドブラスト 1人につき	1時間	210円
電気炉大	1日	2,160円
電気炉中	1日	1,620円
バーナー（その他工具一式）1人につき	1時間	210円

」

を

「

ベンチ（ガラス溶解炉、ピックアップオーブ	1日	11,000円
ン、徐冷炉、グローリーホールその他工具一式)	半日	5,500円
コールドショップ（加工機その他工具一式） 1人につき	1時間	330円
サンドブラスト 1人につき	1時間	220円
電気炉大	1日	2,200円
電気炉中	1日	1,650円
バーナー（その他工具一式）1人につき	1時間	220円

」

に改める。

別表第3中

「

工芸教室	480	320
------	-----	-----

」

を

「

工芸教室	490	330
------	-----	-----

」

に改める。

(山陽小野田市津布田会館条例の一部改正)

第26条 山陽小野田市津布田会館条例（平成17年山陽小野田市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

集会室	380円
調理実習室	240円

」

を

「

集会室	390円
調理実習室	250円

」

に、

「

集会室	480円	320円
-----	------	------

」

を

「

集会室	490円	330円
-----	------	------

」

に、

「

保育室	1 6 0 円	1 0 0 円
学習室	1 6 0 円	1 0 0 円

」

を

「

保育室	1 6 0 円	1 1 0 円
学習室	1 6 0 円	1 1 0 円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の山陽小野田市厚狭地区複合施設条例、山陽小野田市法定外公共物管理条例、山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例、山陽小野田市行政財産使用料徴収条例、山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例、山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例、山陽小野田市道路占用料徴収条例、山陽小野田市石丸総合館条例、山陽小野田市福祉センター条例、山陽小野田市急患診療所条例、山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、山陽小野田市墓地条例、山陽小野田市商工センター条例、山陽小野田市漁港管理条例、山陽小野田市勤労青少年ホーム条例、山陽小野田市労働会館条例、山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例、山陽小野田市港湾施設条例、山陽小野田市都市公園条例、山陽小野田市立学校施設使用料条例、山陽小野田市立図書館条例、山陽小野田市公民館条例、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例、山陽小野田市青年の家等設置条例、山陽小野田市きららガラス未来館条例又は山陽小野田市津布田会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用、占用等の許可等をしたものから適用し、同日前に使用、占用等の許可等をしたものについては、なお従前の例による。

議案第24号参考資料

山陽小野田市厚狭地区複合施設条例新旧対照表（第1条関係）

改正後			改正前		
別表第2（第6条関係） コミュニティ施設使用料表 (1) 本館棟			別表第2（第6条関係） コミュニティ施設使用料表 (1) 本館棟		
区分	使用料（1時間当たり）		区分	使用料（1時間当たり）	
第1研修室A	250円		第1研修室A	240円	
第1研修室B	250円		第1研修室B	240円	
第1研修室C	250円		第1研修室C	240円	
第2研修室A	250円		第2研修室A	240円	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
区分	使用料（1時間当たり）		区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房		冷房	暖房
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
団体企画室	160円	110円	団体企画室	160円	100円
和室	160円	110円	和室	160円	100円
(2) 体育館棟			(2) 体育館棟		
区分	使用料（1時間当たり）		区分	使用料（1時間当たり）	

(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	
調理実習室		250円	
会議室		250円	
(略)			
区分	品名	単位	金額(1回につき)
器具	ピアノ	1台	2,200円
	バレーボール	1式	440円
	バドミントン	1式	110円
	卓球	1式	110円

備考 (略)

(略)	(略)	(略)	
(略)		(略)	
調理実習室		240円	
会議室		240円	
(略)			
区分	品名	単位	金額(1回につき)
器具	ピアノ	1台	2,160円
	バレーボール	1式	430円
	バドミントン	1式	100円
	卓球	1式	100円

備考 (略)

山陽小野田市法定外公共物管理条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>（占用料等の徴収）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 占用料等の額は、別表に定めるところにより得た額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占用等については、当該占用料等に<u>1. 1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（占用料等の徴収）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 占用料等の額は、別表に定めるところにより得た額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占用等については、当該占用料等に<u>1. 08</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p>

山陽小野田市準用河川占用料等徴収条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>（占用料等の額）                      第3条 占用料等の額は、別表の定めにより算出して得た額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占用料等については、当該占用料等に<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。                      2 （略）</p>	<p>（占用料等の額）                      第3条 占用料等の額は、別表の定めにより算出して得た額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く占用料等については、当該占用料等に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。                      2 （略）</p>

山陽小野田市行政財産使用料徴収条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、別表の定めにより算出して得た額に、<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。ただし、その使用が消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものについては、別表の定めにより算出して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第3条 前条の使用料の額は、別表の定めにより算出して得た額に、<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、その使用が消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされるものについては、別表の定めにより算出して得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>

山陽小野田市漁港区域占用料等徴収条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
<p>（占用料等の額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 土砂採取料の額は、別表の定めにより算出して得た額に<u>1. 1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（略）</div> <p>備考</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 占用期間が1月未満である場合における占用料の金額は、日割をもって計算した金額に<u>1. 1</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>6 （略）</p>	<p>（占用料等の額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 土砂採取料の額は、別表の定めにより算出して得た額に<u>1. 08</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（略）</div> <p>備考</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 占用期間が1月未満である場合における占用料の金額は、日割をもって計算した金額に<u>1. 08</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>6 （略）</p>

山陽小野田市海岸保全区域占用料等徴収条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
<p>（占用料等の額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 土石採取料の額は、別表の定めにより算出して得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div data-bbox="226 708 1037 759" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（略）</div> <p>備考</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 占用期間が1月未満である場合における占用料の金額は、日割をもって計算した金額に<u>1.1</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>6 （略）</p>	<p>（占用料等の額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 土石採取料の額は、別表の定めにより算出して得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <div data-bbox="1111 708 1921 759" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">（略）</div> <p>備考</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 占用期間が1月未満である場合における占用料の金額は、日割をもって計算した金額に<u>1.08</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>6 （略）</p>

山陽小野田市道路占用料徴収条例新旧対照表（第7条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（占用料の額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く道路占用については、その占用料に<u>1.1</u>を乗じて得た額を占用料とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（占用料の額）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除く道路占用については、その占用料に<u>1.08</u>を乗じて得た額を占用料とする。</p> <p>3（略）</p>

山陽小野田市石丸総合館条例新旧対照表（第8条関係）

改正後			改正前		
別表（第10条関係） 石丸総合館使用料			別表（第10条関係） 石丸総合館使用料		
区分	使用料（1時間当たり）		区分	使用料（1時間当たり）	
(略)	(略)		(略)	(略)	
集会室	250円		集会室	240円	
調理実習室	250円		調理実習室	240円	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
区分	使用料（1時間当たり）		区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房		冷房	暖房
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
和室	160円	110円	和室	160円	100円
談話室	160円	110円	談話室	160円	100円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			備考 (略)		

山陽小野田市福祉センター条例新旧対照表（第9条関係）

改正後						改正前							
別表第1（第6条関係） 福祉センター使用料表						別表第1（第6条関係） 福祉センター使用料表							
山陽 小野 田市 有帆 福祉 会館	種別	午前9時～	正午～午後	午後5時～	時間区分帯以外		山陽 小野 田市 有帆 福祉 会館	種別	午前9時～	正午～午後	午後5時～	時間区分帯以外	
		正午	5時	午後10時	(1時間につき)				正午	5時	午後10時	(1時間につき)	
					午前	午後						午前	午後
	娯楽研修室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330		娯楽研修室	円 860	円 1,080	円 1,620	円 170	円 320
	休養室	円 =	円 =	円 1,100	円 110	円 220		休養室	円 =	円 =	円 1,080	円 100	円 210
山陽 小野 田市 高千 帆福 社会 館	種別	午前9時～	正午～午後	午後5時～	時間区分帯以外		山陽 小野 田市 高千 帆福 社会 館	種別	午前9時～	正午～午後	午後5時～	時間区分帯以外	
		正午	5時	午後10時	(1時間につき)				正午	5時	午後10時	(1時間につき)	
					午前	午後						午前	午後
	第1会議室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330		第1会議室	円 860	円 1,080	円 1,620	円 170	円 320
	第2会議室	円 880	円 1,100	円 1,650	円 170	円 330		第2会議室	円 860	円 1,080	円 1,620	円 170	円 320
	娯楽研修室	円 =	円 =	円 1,650	円 170	円 330		娯楽研修室	円 =	円 =	円 1,620	円 170	円 320
		ただし、浴 室使用のな い日は、 880円	ただし、浴 室使用のな い日は、 1,100 円						ただし、浴 室使用のな い日は、 860円	ただし、浴 室使用のな い日は、 1,080 円			



山陽 小野 田市 中央 福祉 セン ター	種別	午前9時～	正午～午後	午後5時～	時間区分帯以外	
		正午	5時	午後10時	(1時間につき)	
					午前	午後
講堂	円	円	円	円	円	円
	1,100	1,650	2,200	220	440	
研修室	円	円	円	円	円	円
	1,100	1,650	2,200	220	440	
会議室	円	円	円	円	円	円
	880	1,100	1,650	170	330	
大広間	円	円	円	円	円	円
	2,200	2,750	3,300	220	440	
娯楽研修室	円	円	円	円	円	円
	—	—	2,200	—	440	
浴室	区分	12歳以上		6歳以上12歳未		
				満		
		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		110	50	
(1人につき)		円	円			
福祉センター使用者		370	110			

山陽 小野 田市 中央 福祉 セン ター	種別	午前9時～	正午～午後	午後5時～	時間区分帯以外	
		正午	5時	午後10時	(1時間につき)	
					午前	午後
講堂	円	円	円	円	円	円
	1,080	1,620	2,160	210	430	
研修室	円	円	円	円	円	円
	1,080	1,620	2,160	210	430	
会議室	円	円	円	円	円	円
	860	1,080	1,620	170	320	
大広間	円	円	円	円	円	円
	2,160	2,700	3,240	210	430	
娯楽研修室	円	円	円	円	円	円
	—	—	2,160	—	430	
浴室	区分	12歳以上		6歳以上12歳未		
				満		
		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		100	50	
(1人につき)		円	円			
福祉センター使用者		360	100			

山陽 小野 田市 須恵 福祉 会館	種別	午前9時～	正午～午後	午後5時～	時間区分帯以外	
		正午	5時	午後10時	(1時間につき)	
					午前	午後
大広間	円	円	円	円	円	円
	2,200	2,750	3,300	220	440	

山陽 小野	種別	午前9時～	正午～午後	午後5時～	時間区分帯以外	
		正午	5時	午後10時	(1時間につき)	
大広間	円	円	円	円	円	円
	2,160	2,700	3,240	210	430	

田市 赤崎 福祉 会館	種別				午前	午後
		円	円	円	円	円
福祉 会館	娯楽研修室	円	円	円	円	円
		二	二	2,200	220	440
	ただし、浴室使用のない日は、 円	円	円			
		円	円	円	円	円
		二	二	1,100	110	220
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	
		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		110	50	
		(1人につき)		円	円	
		福祉センター使用者		370	110	
山陽 小野 田市	種別	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	時間区分帯以外 (1時間につき)	
本山 福祉 会館	第1研修室	円	円	円	円	円
		880	1,100	1,650	170	330
福祉 会館	第2研修室	円	円	円	円	円
		880	1,100	1,650	170	330
	休養室	円	円	円	円	円
		二	二	1,100	110	220
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	

田市 赤崎 福祉 会館	種別				午前	午後
		円	円	円	円	円
福祉 会館	娯楽研修室	円	円	円	円	円
		二	二	2,160	210	430
	ただし、浴室使用のない日は、 円	円	円			
		円	円	円	円	円
		二	二	1,080	100	210
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	
		(1人につき)		円	円	
		福祉対象者及び介護人		100	50	
		(1人につき)		円	円	
		福祉センター使用者		360	100	
山陽 小野 田市	種別	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時	時間区分帯以外 (1時間につき)	
本山 福祉 会館	第1研修室	円	円	円	円	円
		860	1,080	1,620	170	320
福祉 会館	第2研修室	円	円	円	円	円
		860	1,080	1,620	170	320
	休養室	円	円	円	円	円
		二	二	1,080	100	210
	浴室	区分		12歳以上	6歳以上12歳未満	

			満
	(1人につき)	円	円
	福祉対象者及び介護人	110	50
	(1人につき)	円	円
	福祉センター使用者	370	110

備考  
(略)

別表第2 (第6条関係)

福祉センター冷暖房使用料表

福祉センター名	種別	使用料 (1時間につき)	
		冷房	暖房
山陽小野田市有帆福祉会館	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市高千帆福祉会館	第1会議室	490円	330円
	第2会議室	490円	330円
	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市高泊福祉会館	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市中央福祉セン	講堂	490円	330円

			満
	(1人につき)	円	円
	福祉対象者及び介護人	100	50
	(1人につき)	円	円
	福祉センター使用者	360	100

備考  
(略)

別表第2 (第6条関係)

福祉センター冷暖房使用料表

福祉センター名	種別	使用料 (1時間につき)	
		冷房	暖房
山陽小野田市有帆福祉会館	娯楽研修室	480円	320円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市高千帆福祉会館	第1会議室	480円	320円
	第2会議室	480円	320円
	娯楽研修室	480円	320円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市高泊福祉会館	娯楽研修室	480円	320円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市中央福祉セン	講堂	480円	320円

ター	研修室	490円	330円
	会議室	270円	160円
	大広間	1,480円	990円
	娯楽研修室	490円	330円
山陽小野田市須恵福祉会館	大広間	1,480円	990円
山陽小野田市赤崎福祉会館	娯楽研修室	490円	330円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市本山福祉会館	第1研修室	270円	160円
	第2研修室	270円	160円
	休養室	270円	160円

備考  
(略)

ター	研修室	480円	320円
	会議室	270円	160円
	大広間	1,450円	970円
	娯楽研修室	480円	320円
山陽小野田市須恵福祉会館	大広間	1,450円	970円
山陽小野田市赤崎福祉会館	娯楽研修室	480円	320円
	休養室	270円	160円
山陽小野田市本山福祉会館	第1会議室	270円	160円
	第2研修室	270円	160円
	休養室	270円	160円

備考  
(略)

山陽小野田市急患診療所条例新旧対照表（第10条関係）

改正後	改正前
<p>（手数料の納付）</p> <p>第7条 急患診療所において診断書又は証明書（以下「診断書等」という。）の交付を受けようとする者は、その交付に要する費用として、診断書等1通につき<u>1,650円</u>を市に納付しなければならない。</p>	<p>（手数料の納付）</p> <p>第7条 急患診療所において診断書又は証明書（以下「診断書等」という。）の交付を受けようとする者は、その交付に要する費用として、診断書等1通につき<u>1,620円</u>を市に納付しなければならない。</p>

山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（第11条関係）

改正後					改正前				
別表第1（第14条、第16条関係） 一般廃棄物処理手数料					別表第1（第14条、第16条関係） 一般廃棄物処理手数料				
種類	区分			金額	種類	区分			金額
特定家庭用 機器廃棄物 以外の一般 廃棄物	一般家庭	収集	燃やせる ごみ	市長が指定するごみ袋 45 リットル 用1枚につき 5 円	一般家庭	収集	燃やせる ごみ	市長が指定するごみ袋 45 リットル 用1枚につき 5 円	
				市長が指定するごみ袋 35 リットル 用1枚につき 4 円				市長が指定するごみ袋 35 リットル 用1枚につき 4 円	
				市長が指定するごみ袋 15 リットル 用1枚につき 2 円				市長が指定するごみ袋 15 リットル 用1枚につき 2 円	
		大型ごみ	1個につき 550 円	大型ごみ		1個につき 540 円			
		犬、猫等 の動物の 死体	1体につき 550 円	犬、猫等 の動物の 死体		1体につき 540 円			
		持込み	1日につき 1 20 キログラム以下 無料 2 20 キログラムを超え、40 キログラ ム以下 220 円 3 40 キログラムを超え、60 キログラ ム以下 330 円 4 60 キログラムを超え、80 キログラ ム以下 440 円	持込み		1日につき 1 20 キログラム以下 無料 2 20 キログラムを超え、40 キログラ ム以下 210 円 3 40 キログラムを超え、60 キログラ ム以下 320 円 4 60 キログラムを超え、80 キログラ ム以下 430 円			

			<p>5 80 キログラムを超え、100 キログラム以下 550 円</p> <p>6 100 キログラムを超える場合 550 円に、超える部分につき 50 キログラムまでごとに 275 円を加算した額</p>				<p>5 80 キログラムを超え、100 キログラム以下 540 円</p> <p>6 100 キログラムを超える場合 540 円に、超える部分につき 50 キログラムまでごとに 270 円を加算した額</p>
一般家庭以外	収集	犬、猫等の動物の死体	1体につき 550 円	一般家庭以外	収集	犬、猫等の動物の死体	1体につき 540 円
	持込み		<p>1日につき</p> <p>1 20 キログラム以下 220 円</p> <p>2 20 キログラムを超え、40 キログラム以下 440 円</p> <p>3 40 キログラムを超え、60 キログラム以下 660 円</p> <p>4 60 キログラムを超え、80 キログラム以下 880 円</p> <p>5 80 キログラムを超え、100 キログラム以下 1,100 円</p> <p>6 100 キログラムを超える場合 1,100 円に、超える部分につき 100 キログラムまでごとに 1,100 円を加算した額</p>		持込み		<p>1日につき</p> <p>1 20 キログラム以下 210 円</p> <p>2 20 キログラムを超え、40 キログラム以下 430 円</p> <p>3 40 キログラムを超え、60 キログラム以下 640 円</p> <p>4 60 キログラムを超え、80 キログラム以下 860 円</p> <p>5 80 キログラムを超え、100 キログラム以下 1,080 円</p> <p>6 100 キログラムを超える場合 1,080 円に、超える部分につき 100 キログラムまでごとに 1,080 円を加算した額</p>
特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法	収集		1 台につき 2,750 円	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法	収集		1 台につき 2,700 円

律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器が廃棄物になったもの)	持込み	1台につき2,200円
-------------------------------------	-----	-------------

律第97号)第2条第4項に規定する特定家庭用機器が廃棄物になったもの)	持込み	1台につき2,160円
-------------------------------------	-----	-------------

別表第2 (第15条関係)

産業廃棄物処理手数料

処分施設	処分対象廃棄物	金額
・山陽小野田市環境衛生センター ・山陽小野田市小野田処分場 ・山陽小野田市山陽処分場	山陽小野田市環境衛生センター、山陽小野田市小野田処分場及び山陽小野田市山陽処分場において処分可能なものに限る(山陽小野田市有帆緑地処分場において処分可能なものを除く。)	100キログラムにつき <u>1,100円</u> (100キログラム未満は100キログラムとみなす。)
山陽小野田市有帆緑地処分場	がれき類	100キログラムにつき <u>220円</u> (100キログラム未満は、100キログラムとみなす。)
	陶磁器くず	

別表第2 (第15条関係)

産業廃棄物処理手数料

処分施設	処分対象廃棄物	金額
・山陽小野田市環境衛生センター ・山陽小野田市小野田処分場 ・山陽小野田市山陽処分場	山陽小野田市環境衛生センター、山陽小野田市小野田処分場及び山陽小野田市山陽処分場において処分可能なものに限る(山陽小野田市有帆緑地処分場において処分可能なものを除く。)	100キログラムにつき <u>1,080円</u> (100キログラム未満は100キログラムとみなす。)
山陽小野田市有帆緑地処分場	がれき類	100キログラムにつき <u>210円</u> (100キログラム未満は、100キログラムとみなす。)
	陶磁器くず	

山陽小野田市墓地条例新旧対照表（第12条関係）

改正後	改正前																
<p>(管理料) 第7条 使用者は、墓地の管理に要する費用として次の表に定める永代管理料（以下「管理料」という。）を使用料と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、管理料を減免することができる。</p> <table border="1" data-bbox="235 582 1095 772"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陽小野田市小野田霊園</td> <td>1区画の面積（㎡）×</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市東墓地公園</td> <td><u>13,610円</u></td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市南墓地公園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	墓地名	金額（円）	山陽小野田市小野田霊園	1区画の面積（㎡）×	山陽小野田市東墓地公園	<u>13,610円</u>	山陽小野田市南墓地公園		<p>(管理料) 第7条 使用者は、墓地の管理に要する費用として次の表に定める永代管理料（以下「管理料」という。）を使用料と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、管理料を減免することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1158 582 2018 772"> <thead> <tr> <th>墓地名</th> <th>金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山陽小野田市小野田霊園</td> <td>1区画の面積（㎡）×</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市東墓地公園</td> <td><u>13,370円</u></td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市南墓地公園</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	墓地名	金額（円）	山陽小野田市小野田霊園	1区画の面積（㎡）×	山陽小野田市東墓地公園	<u>13,370円</u>	山陽小野田市南墓地公園	
墓地名	金額（円）																
山陽小野田市小野田霊園	1区画の面積（㎡）×																
山陽小野田市東墓地公園	<u>13,610円</u>																
山陽小野田市南墓地公園																	
墓地名	金額（円）																
山陽小野田市小野田霊園	1区画の面積（㎡）×																
山陽小野田市東墓地公園	<u>13,370円</u>																
山陽小野田市南墓地公園																	

山陽小野田市商工センター条例新旧対照表（第13条関係）

改正後							改正前						
別表第1（第4条、第6条関係） 商工センター使用料表							別表第1（第4条、第6条関係） 商工センター使用料表						
(単位：円)							(単位：円)						
区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	時間区分帯以外 (1時間につき)			区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	時間区分帯以外 (1時間につき)		
				午前	午後						午前	午後	
3階	第1会議室	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	<u>2,200</u>	<u>270</u>	<u>440</u>	3階	第1会議室	<u>1,080</u>	<u>1,620</u>	<u>2,160</u>	<u>270</u>	<u>430</u>
	第2会議室	<u>880</u>	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	<u>220</u>	<u>330</u>		第2会議室	<u>860</u>	<u>1,080</u>	<u>1,620</u>	<u>210</u>	<u>320</u>
	第3会議室	<u>880</u>	<u>1,100</u>	<u>1,650</u>	<u>220</u>	<u>330</u>		第3会議室	<u>860</u>	<u>1,080</u>	<u>1,620</u>	<u>210</u>	<u>320</u>
	講堂	<u>3,300</u>	<u>4,400</u>	<u>6,600</u>	<u>820</u>	<u>1,210</u>		講堂	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	<u>6,480</u>	<u>810</u>	<u>1,180</u>
備考 (略)							備考 (略)						

別表第2（第6条関係）  
商工センター冷暖房使用料表

(単位：円)

区分		使用料（1時間につき）	
		冷房	暖房
3階	第1会議室	<u>490</u>	<u>330</u>
	第2会議室	<u>330</u>	<u>270</u>
	第3会議室	<u>330</u>	<u>270</u>
	講堂	<u>1,650</u>	<u>1,150</u>

備考（略）

別表第2（第6条関係）  
商工センター冷暖房使用料表

(単位：円)

区分		使用料（1時間につき）	
		冷房	暖房
3階	第1会議室	<u>480</u>	<u>320</u>
	第2会議室	<u>320</u>	<u>270</u>
	第3会議室	<u>320</u>	<u>270</u>
	講堂	<u>1,620</u>	<u>1,130</u>

備考（略）

山陽小野田市漁港管理条例新旧対照表（第14条関係）

改正後	改正前
<p>（使用料等）            第11条（略）            2 使用料等の額は、別表第2の規定により算定した額に、<u>1.1</u>を乗じて得た額とする。ただし、その使用が消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものについては、別表第2の規定により算定した額とする。            3～6（略）</p>	<p>（使用料等）            第11条（略）            2 使用料等の額は、別表第2の規定により算定した額に、<u>1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、その使用が消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものについては、別表第2の規定により算定した額とする。            3～6（略）</p>

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例新旧対照表（第15条関係）

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係） ホーム使用料表  (単位：円)				別表第1（第7条関係） ホーム使用料表  (単位：円)			
	区分		使用料（1時間につき）		区分		使用料（1時間につき）
小野田勤 労青少年 ホーム	(略)	(略)	(略)	小野田勤 労青少年 ホーム	(略)	(略)	(略)
	音楽室	個人	<u>30</u>		音楽室	個人	<u>30</u>
		団体	<u>250</u>			団体	<u>240</u>
	調理実習室		<u>250</u>		調理実習室		<u>240</u>
	会議室		<u>250</u>		会議室		<u>240</u>
	(略)		(略)		(略)		(略)
山陽勤労 青少年ホ ーム	(略)	(略)	(略)	山陽勤労 青少年ホ ーム	(略)	(略)	(略)
	会議室（1階）		<u>250</u>		会議室（1階）		<u>240</u>
	(略)		(略)		(略)		(略)
	音楽室		<u>250</u>		音楽室		<u>240</u>
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	
備考 (略)				備考 (略)			

## 別表第2（第7条関係）

## ホーム冷暖房使用料表

（単位：円）

	区分	使用料（1時間につき）	
		冷房	暖房
小野田勤労 青少年ホーム	（略）	（略）	（略）
	和室	<u>1 6 0</u>	<u>1 1 0</u>
山陽勤労青 少年ホーム	軽運動室	<u>4 9 0</u>	<u>3 3 0</u>
	（略）	（略）	（略）
	会議室（2階）	<u>1 6 0</u>	<u>1 1 0</u>
	（略）	（略）	（略）
	小会議室	<u>1 6 0</u>	<u>1 1 0</u>
	教養娯楽室	<u>1 6 0</u>	<u>1 1 0</u>

備考（略）

## 別表第2（第7条関係）

## ホーム冷暖房使用料表

（単位：円）

	区分	使用料（1時間につき）	
		冷房	暖房
小野田勤労 青少年ホーム	（略）	（略）	（略）
	和室	<u>1 6 0</u>	<u>1 0 0</u>
山陽勤労青 少年ホーム	軽運動室	<u>4 8 0</u>	<u>3 2 0</u>
	（略）	（略）	（略）
	会議室（2階）	<u>1 6 0</u>	<u>1 0 0</u>
	（略）	（略）	（略）
	小会議室	<u>1 6 0</u>	<u>1 0 0</u>
	教養娯楽室	<u>1 6 0</u>	<u>1 0 0</u>

備考（略）

別表第3（第7条関係）  
ホーム器具使用料表

(単位：円)

	種目	品目	単位	1回につき
小野田勤 労青少年 ホーム	体育器具	<u>バレーボール</u>	<u>1式</u>	<u>440</u>
		<u>バドミントン</u>	<u>1式</u>	<u>110</u>
		<u>卓球台</u>	<u>1式</u>	<u>110</u>
山陽勤労 青少年ホ ーム	体育器具	<u>卓球台</u>	<u>1式</u>	<u>110</u>

別表第3（第7条関係）  
ホーム器具使用料表

(単位：円)

	種目	品目	単位	1回につき
小野田勤 労青少年 ホーム	体育器具	<u>バレーボール</u>	<u>1式</u>	<u>430</u>
		<u>バドミントン</u>	<u>1式</u>	<u>100</u>
		<u>卓球台</u>	<u>1式</u>	<u>100</u>
山陽勤労 青少年ホ ーム	体育器具	<u>卓球台</u>	<u>1式</u>	<u>100</u>

山陽小野田市労働会館条例新旧対照表（第16条関係）

改正後							改正前								
別表第1（第5条関係） 労働会館使用料表							別表第1（第5条関係） 労働会館使用料表								
(単位:円)							(単位:円)								
区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時か ら午後10 時まで	時間区分 帯以外 (1時間に つき)		午前	午後	区分	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時か ら午後10 時まで	時間区分 帯以外 (1時間に つき)		午前	午後
				午前	午後							午前	午後		
小会議室		880	1,100	1,650	220	330	小会議室		860	1,080	1,620	210	320		
大 ホ ニ ル	スポー ツ使用	半 面	270	330	380	110	160	大 ホ ニ ル	スポー ツ使 用	半 面	270	320	370	100	160
			550	660	770	220	330				大 ホ ニ ル	全 面	540	640	750
	スポーツ外 使用		1,100	1,320	1,650	220	330	スポーツ外 使用		1,080			1,290	1,620	210
ステージ		550	660	880	220	330	ステージ		540	640	860	210	320		
大会議室1		1,210	1,540	2,200	220	330	大会議室1		1,180	1,510	2,160	210	320		
大会議室2		1,210	1,540	2,200	220	330	大会議室2		1,180	1,510	2,160	210	320		
和室		880	1,100	1,650	220	330	和室		860	1,080	1,620	210	320		
備考 (略)							備考 (略)								

## 別表第2（第5条関係）

## 労働会館冷暖房使用料表

(単位：円)

区分	使用料（1時間につき）	
	冷房	暖房
小会議室	<u>330</u>	<u>270</u>
大ホール	<u>1,480</u>	<u>990</u>
大会議室1	<u>490</u>	<u>330</u>
大会議室2	<u>490</u>	<u>330</u>
和室	<u>270</u>	<u>160</u>

備考（略）

## 別表第3（第5条関係）

## 労働会館器具使用料表

(単位：円)

種目	品目	1回につき
体育器具	<u>バレーボールネット</u>	<u>440</u>
	<u>バドミントンネット</u>	<u>110</u>
	<u>卓球台（ネット付）</u>	<u>110</u>

## 別表第2（第5条関係）

## 労働会館冷暖房使用料表

(単位：円)

区分	使用料（1時間につき）	
	冷房	暖房
小会議室	<u>320</u>	<u>270</u>
大ホール	<u>1,450</u>	<u>970</u>
大会議室1	<u>480</u>	<u>320</u>
大会議室2	<u>480</u>	<u>320</u>
和室	<u>270</u>	<u>160</u>

備考（略）

## 別表第3（第5条関係）

## 労働会館器具使用料表

(単位：円)

種目	品目	1回につき
体育器具	<u>バレーボールネット</u>	<u>430</u>
	<u>バドミントンネット</u>	<u>100</u>
	<u>卓球台（ネット付）</u>	<u>100</u>

山陽小野田市雇用能力開発支援センター条例新旧対照表（第17条関係）

改 正 後	改 正 前																																																				
別表第1（第7条関係） 支援センター使用料表 （単位：円）	別表第1（第7条関係） 支援センター使用料表 （単位：円）																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>事務室</td><td style="text-align: right;">450</td></tr> <tr><td>第1教室</td><td style="text-align: right;">190</td></tr> <tr><td>第2教室</td><td style="text-align: right;">250</td></tr> <tr><td>第3教室</td><td style="text-align: right;">500</td></tr> <tr><td>第4教室</td><td style="text-align: right;">240</td></tr> <tr><td>第5教室</td><td style="text-align: right;">360</td></tr> <tr><td>第6教室</td><td style="text-align: right;">190</td></tr> <tr><td>第7教室</td><td style="text-align: right;">860</td></tr> <tr><td>AV教室</td><td style="text-align: right;">610</td></tr> <tr><td>パソコン教室</td><td style="text-align: right;">360</td></tr> <tr><td>多目的実習棟</td><td style="text-align: right;">500</td></tr> <tr><td>多目的ホール</td><td style="text-align: right;">500</td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	事務室	450	第1教室	190	第2教室	250	第3教室	500	第4教室	240	第5教室	360	第6教室	190	第7教室	860	AV教室	610	パソコン教室	360	多目的実習棟	500	多目的ホール	500	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>事務室</td><td style="text-align: right;">440</td></tr> <tr><td>第1教室</td><td style="text-align: right;">190</td></tr> <tr><td>第2教室</td><td style="text-align: right;">240</td></tr> <tr><td>第3教室</td><td style="text-align: right;">490</td></tr> <tr><td>第4教室</td><td style="text-align: right;">230</td></tr> <tr><td>第5教室</td><td style="text-align: right;">350</td></tr> <tr><td>第6教室</td><td style="text-align: right;">190</td></tr> <tr><td>第7教室</td><td style="text-align: right;">850</td></tr> <tr><td>AV教室</td><td style="text-align: right;">600</td></tr> <tr><td>パソコン教室</td><td style="text-align: right;">350</td></tr> <tr><td>多目的実習棟</td><td style="text-align: right;">490</td></tr> <tr><td>多目的ホール</td><td style="text-align: right;">490</td></tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1時間につき）	事務室	440	第1教室	190	第2教室	240	第3教室	490	第4教室	230	第5教室	350	第6教室	190	第7教室	850	AV教室	600	パソコン教室	350	多目的実習棟	490	多目的ホール	490
区分	使用料（1時間につき）																																																				
事務室	450																																																				
第1教室	190																																																				
第2教室	250																																																				
第3教室	500																																																				
第4教室	240																																																				
第5教室	360																																																				
第6教室	190																																																				
第7教室	860																																																				
AV教室	610																																																				
パソコン教室	360																																																				
多目的実習棟	500																																																				
多目的ホール	500																																																				
区分	使用料（1時間につき）																																																				
事務室	440																																																				
第1教室	190																																																				
第2教室	240																																																				
第3教室	490																																																				
第4教室	230																																																				
第5教室	350																																																				
第6教室	190																																																				
第7教室	850																																																				
AV教室	600																																																				
パソコン教室	350																																																				
多目的実習棟	490																																																				
多目的ホール	490																																																				
備考 1 （略） 2 パソコン教室の開催など機器の使用をする場合は、電気使用料として1時間につき <u>220円</u> を別に徴収する。なお、多目的実習棟を金属加工訓	備考 1 （略） 2 パソコン教室の開催など機器の使用をする場合は、電気使用料として1時間につき <u>210円</u> を別に徴収する。なお、多目的実習棟を金属加工訓																																																				

練、クレーン関係業務訓練等において使用する場合は、別に電気料を実費で徴収する。

3 (略)

別表第2 (第7条関係)

支援センター冷暖房使用料表

(単位：円)

区分	使用料 (1時間につき)	
	冷房	暖房
事務室	660	490
第2教室	330	270
第3教室	660	490
第4教室	330	270
第5教室	490	330
第6教室	270	160
第7教室	990	660
AV教室	990	660
パソコン教室	490	330
多目的ホール	660	490

備考 (略)

練、クレーン関係業務訓練等において使用する場合は、別に電気料を実費で徴収する。

3 (略)

別表第2 (第7条関係)

支援センター冷暖房使用料表

(単位：円)

区分	使用料 (1時間につき)	
	冷房	暖房
事務室	640	480
第2教室	320	270
第3教室	640	480
第4教室	320	270
第5教室	480	320
第6教室	270	160
第7教室	970	640
AV教室	970	640
パソコン教室	480	320
多目的ホール	640	480

備考 (略)

山陽小野田市港湾施設条例新旧対照表（第18条関係）

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、別表の定めにより算出して得た額に、  <u>1.1</u>を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。                      2・3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 使用者は、別表の定めにより算出して得た額に、  <u>1.08</u>を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。                      2・3 (略)</p>

山陽小野田市都市公園条例新旧対照表（第19条関係）

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は別表第2の定めにより算出して得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その使用が消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものについては、別表第2の定めにより算出して得た額）の使用料を、有料公園施設を利用しようとする者は別表第3の定めにより算出した額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は別表第2の定めにより算出して得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その使用が消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものについては、別表第2の定めにより算出して得た額）の使用料を、有料公園施設を利用しようとする者は別表第3の定めにより算出した額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

別表第3 (第10条関係)

有料公園施設名	使用料					
浜河内緑地、東沖緑地及び須恵健康公園の庭球場	時間区分	金額				
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から日没まで		
	使用区分	一般使用	100円	100円	100円	
	高校生以下	50円	50円	50円		
	市外申込者の使用料は、定額の3倍とする。					
須恵健康公園体育館	区分	1時間につき				
	1/3面	100円				
	半面	150円				
	2/3面	200円				
	全面	300円				
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					
	区分	品名	単位	1回につき		
体育器具		バレーボール	一式	410円		
		バドミントン	一式	100円		
		インディアカ	一式	100円		
		卓球	一式	100円		
		庭球	一式	410円		
若山公園野外ステージ	区分	金額				
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	時間区分帯以外(1時間につき)	
				午前	午後	
		1,040円	1,250円	1,570円	200円	310円
	業として使用する場合は、上記にかかわらず1日につき9,420円とする。					

別表第3 (第10条関係)

有料公園施設名	使用料					
浜河内緑地、東沖緑地及び須恵健康公園の庭球場	時間区分	金額				
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から日没まで		
	使用区分	一般使用	100円	100円	100円	
	高校生以下	50円	50円	50円		
	市外申込者の使用料は、定額の3倍とする。					
須恵健康公園体育館	区分	1時間につき				
	1/3面	100円				
	半面	150円				
	2/3面	200円				
	全面	300円				
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					
	区分	品名	単位	1回につき		
体育器具		バレーボール	一式	410円		
		バドミントン	一式	100円		
		インディアカ	一式	100円		
		卓球	一式	100円		
		庭球	一式	410円		
若山公園野外ステージ	区分	金額				
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	時間区分帯以外(1時間につき)	
				午前	午後	
		1,020円	1,230円	1,540円	200円	300円
	業として使用する場合は、上記にかかわらず1日につき9,250円とする。					

童王山公園 オートキャンプ場	入場料	1人1日につき100円		
	時間区分	金額		
		デイ利用 (午前9時から午後4時まで)	1泊 (午後3時から翌日午後1時まで)	
	使用区分			
	個別サイト	1区画につき 2,090円	1区画につき 4,190円	
	広場サイト	1区画につき 1,040円	1区画につき 2,090円	
	トレーラーハウス	1台につき 5,230円	1台につき 10,470円	
	キャンプセンター研修室	1時間につき310円		
	コインシャワー	1回につき200円の範囲内で実費を勘案して市長が定める額		
	コイン洗濯機			
	コイン乾燥機			
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
		区分	単位	金額(1回につき)
	キャンプ器具	1張、1点又は1組	2,090円の範囲内で市長が定める額	
童王山公園 多目的施設 研修室	金額		1時間につき310円	
有帆緑地管理棟会議室	金額		1時間につき310円	

童王山公園 オートキャンプ場	入場料	1人1日につき100円		
	時間区分	金額		
		デイ利用 (午前9時から午後4時まで)	1泊 (午後3時から翌日午後1時まで)	
	使用区分			
	個別サイト	1区画につき 2,050円	1区画につき 4,110円	
	広場サイト	1区画につき 1,020円	1区画につき 2,050円	
	トレーラーハウス	1台につき 5,140円	1台につき 10,280円	
	キャンプセンター研修室	1時間につき300円		
	コインシャワー	1回につき200円の範囲内で実費を勘案して市長が定める額		
	コイン洗濯機			
	コイン乾燥機			
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
		区分	単位	金額(1回につき)
	キャンプ器具	1張、1点又は1組	2,050円の範囲内で市長が定める額	
童王山公園 多目的施設 研修室	金額		1時間につき300円	
有帆緑地管理棟会議室	金額		1時間につき300円	

江汐公園庭球場	金額（1面につき）		
	午前8時30分から正午まで	1,330円	
	午後1時から午後5時まで	1,510円	
	午後5時から午後7時まで	940円	
	午前8時30分から午後5時まで	2,860円	
	午前8時30分から午後7時まで	3,800円	
江汐公園キャンプ場	金額（1人1日につき）		
	310円の範囲内で市長が定める額		
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	単位	金額（1回につき）
	キャンプ器具	1張又は1点	1,040円の範囲内で市長が定める額
江汐公園管理棟講義室	金額（1日につき）		
	1,130円		

備考

- 1～6 （略）
- 7 江汐公園庭球場について、許可を受けた使用時間を超えて使用したときは、延長料としてその使用した時間1時間（1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。）につき560円を徴収する。
- 8 （略）

江汐公園庭球場	金額（1面につき）		
	午前8時30分から正午まで	1,300円	
	午後1時から午後5時まで	1,490円	
	午後5時から午後7時まで	920円	
	午前8時30分から午後5時まで	2,800円	
	午前8時30分から午後7時まで	3,730円	
江汐公園キャンプ場	金額（1人1日につき）		
	300円の範囲内で市長が定める額		
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	単位	金額（1回につき）
	キャンプ器具	1張又は1点	1,020円の範囲内で市長が定める額
江汐公園管理棟講義室	金額（1日につき）		
	1,110円		

備考

- 1～6 （略）
- 7 江汐公園庭球場について、許可を受けた使用時間を超えて使用したときは、延長料としてその使用した時間1時間（1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げる。）につき550円を徴収する。
- 8 （略）

山陽小野田市立学校施設使用料条例新旧対照表（第20条関係）

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
（単位：円）					（単位：円）				
時間区分 利用区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	時間区 分帯以 外 (1時間につ き)	時間区分 利用区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	時間区 分帯以 外 (1時間につ き)
<u>各学校屋内運動場</u>	<u>660</u>	<u>1,100</u>	<u>1,100</u>	<u>220</u>	<u>各学校屋内運動場</u>	<u>640円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>210円</u>
備考（略）					備考（略）				

山陽小野田市立図書館条例新旧対照表（第21条関係）

改正後		改正前	
別表第1（第7条、第8条関係） 施設使用料表  (単位：円)		別表第1（第7条、第8条関係） 施設使用料表  (単位：円)	
使用区分 種別	使用料（1時間当たり）	使用区分 種別	使用料（1時間当たり）
視聴覚ホール	810	視聴覚ホール	790
	映像設備を使用する場合は、1回につき 2,200円、ピアノを使用する場合は、1回 につき1,100円の使用料を加算して徴収す る。		映像設備を使用する場合は、1回につき 2,160円、ピアノを使用する場合は、1回につ き1,080円の使用料を加算して徴収する。
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

別表第2（第8条関係）

冷暖房使用料表

（単位：円）

種別	金額（1時間当たり）	
	冷房	暖房
視聴覚ホール	810	650
(略)	(略)	(略)
和室	160	110
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第2（第8条関係）

冷暖房使用料表

（単位：円）

種別	金額（1時間当たり）	
	冷房	暖房
視聴覚ホール	800	640
(略)	(略)	(略)
和室	160	100
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

山陽小野田市公民館条例新旧対照表（第22条関係）

改正後				改正前				
別表（第8条関係）				別表（第8条関係）				
種類	区分		使用料（1時間当たり）	種類	区分		使用料（1時間当たり）	
	有	研修室			250円	有	研修室	
帆	会議室		250円	帆	会議室		240円	
公	調理実習室		250円	公	調理実習室		240円	
民 館	コミュ ニティ	フ	1／	100円	コミュ ニティ	フ	1／	100円
		ロ	3面			ロ	3面	
	体育館	ア	半面	150円	ア	半面	150円	
			一	2／		200円	一	2／
			3面			3面		
			全面	300円		全面	300円	
		ステージ	20円		ステージ	20円		
		軽運動室	40円		軽運動室	40円		
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
		区分	使用料（1時間当たり）			区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房		暖房		冷房		暖房	
	研修室	270円	160円		研修室	270円	160円	
	会議室	270円	160円		会議室	270円	160円	

	調理実習室		270円		160円
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位	金額（1回につき）	
	体育器具	バレーボール	1式	440円	
		バドミントン	1式	110円	
		卓球	1式	110円	
		庭球	1式	440円	
高千帆公民館	山陽小野田市勤労青少年ホーム条例（平成17年山陽小野田市条例第133号）別表第1の小野田勤労青少年ホーム欄、別表第2の小野田勤労青少年ホーム欄及び別表第3の小野田勤労青少年ホーム欄に規定する額				
高泊公民館	区分	使用料（1時間当たり）			
	研修室	250円			
	会議室	170円			
	調理実習室	250円			
	団体企画室	80円			
	コミュフ	1	1	100円	
	ニティロ	3	面		

	調理実習室		270円		160円
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位	金額（1回につき）	
	体育器具	バレーボール	1式	430円	
		バドミントン	1式	100円	
		卓球	1式	100円	
		庭球	1式	430円	
高千帆公民館	山陽小野田市勤労青少年ホーム条例（平成17年山陽小野田市条例第133号）別表第1の小野田勤労青少年ホーム欄、別表第2の小野田勤労青少年ホーム欄及び別表第3の小野田勤労青少年ホーム欄に規定する額				
高泊公民館	区分	使用料（1時間当たり）			
	研修室	240円			
	会議室	170円			
	調理実習室	240円			
	団体企画室	80円			
	コミュフ	1	1	100円	
	ニティロ	3	面		

体育館	ア	半面	150円
	一	2/	200円
		3面	
		全面	300円
		ステージ	20円
		軽運動室	40円

冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
研修室	270円	160円
会議室	160円	110円
調理実習室	270円	160円
団体企画室	160円	110円

器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	品名	単位	金額（1回につき）
体育器具	バレーボール	1式	440円
	バドミントン	1式	110円
	卓球	1式	110円
	庭球	1式	440円

体育館	ア	半面	150円
	一	2/	200円
		3面	
		全面	300円
		ステージ	20円
		軽運動室	40円

冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
研修室	270円	160円
会議室	160円	100円
調理実習室	270円	160円
団体企画室	160円	100円

器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	品名	単位	金額（1回につき）
体育器具	バレーボール	1式	430円
	バドミントン	1式	100円
	卓球	1式	100円
	庭球	1式	430円

小 野 田 公 民 館	山陽小野田市民館条例（平成17年山陽小野田市条例第188号）で定める額		
	須	区分	使用料（1時間当たり）
恵 公 民 館	第1研修室	310円	
	第2研修室	250円	
	会議室	310円	
	団体企画室	250円	
	調理実習室	310円	
	和室	250円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
	第1研修室	270円	160円
	第2研修室	270円	160円
	会議室	270円	160円
	団体企画室	270円	160円
	調理実習室	270円	160円

小 野 田 公 民 館	山陽小野田市民館条例（平成17年山陽小野田市条例第188号）で定める額		
	須	区分	使用料（1時間当たり）
恵 公 民 館	第1研修室	310円	
	第2研修室	240円	
	会議室	310円	
	団体企画室	240円	
	調理実習室	310円	
	和室	240円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
	第1研修室	270円	160円
	第2研修室	270円	160円
	会議室	270円	160円
	団体企画室	270円	160円
	調理実習室	270円	160円

	和室		<u>270円</u>	<u>160円</u>
赤	区分	<u>使用料（1時間あたり）</u>		
崎	第1研修室		<u>250円</u>	
公	第2研修室		<u>390円</u>	
民	第1会議室		<u>80円</u>	
館	第2会議室		<u>170円</u>	
	調理実習室		<u>250円</u>	
	和室		<u>250円</u>	
	大講堂	フ	1 /	<u>100円</u>
		ロ	3面	
		ア	半面	<u>150円</u>
		一	2 /	<u>200円</u>
			3面	
			全面	<u>300円</u>
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	<u>使用料（1時間あたり）</u>		
		<u>冷房</u>	<u>暖房</u>	
	第1研修室	<u>270円</u>	<u>160円</u>	
	第2研修室	<u>490円</u>	<u>330円</u>	
	第1会議室	<u>160円</u>	<u>110円</u>	
	第2会議室	<u>160円</u>	<u>110円</u>	

	和室		<u>270円</u>	<u>160円</u>
赤	区分	<u>使用料（1時間あたり）</u>		
崎	第1研修室		<u>240円</u>	
公	第2研修室		<u>380円</u>	
民	第1会議室		<u>80円</u>	
館	第2会議室		<u>170円</u>	
	調理実習室		<u>240円</u>	
	和室		<u>240円</u>	
	大講堂	フ	1 /	<u>100円</u>
		ロ	3面	
		ア	半面	<u>150円</u>
		一	2 /	<u>200円</u>
			3面	
			全面	<u>300円</u>
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	<u>使用料（1時間あたり）</u>		
		<u>冷房</u>	<u>暖房</u>	
	第1研修室	<u>270円</u>	<u>160円</u>	
	第2研修室	<u>480円</u>	<u>320円</u>	
	第1会議室	<u>160円</u>	<u>100円</u>	
	第2会議室	<u>160円</u>	<u>100円</u>	

	調理実習室		270円	160円
	和室		270円	160円
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位	金額（1回につき）
本 山 公 民 館	区分	バレーボール	1式	440円
		バドミントン	1式	110円
		卓球	1式	110円
		庭球	1式	440円
	区分	使用料（1時間当たり）		
	研修室	250円		
	会議室	250円		
	調理実習室	250円		
	和室	170円		
	団体企画室	80円		
	コミュ	フ	1／	100円
	ニティ	ロ	3面	
	体育館	ア	半面	150円
		一	2／	200円
			3面	
			全面	300円

	調理実習室		270円	160円
	和室		270円	160円
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位	金額（1回につき）
本 山 公 民 館	区分	バレーボール	1式	430円
		バドミントン	1式	100円
		卓球	1式	100円
		庭球	1式	430円
	区分	使用料（1時間当たり）		
	研修室	240円		
	会議室	240円		
	調理実習室	240円		
	和室	170円		
	団体企画室	80円		
	コミュ	フ	1／	100円
	ニティ	ロ	3面	
	体育館	ア	半面	150円
		一	2／	200円
			3面	
			全面	300円

ステージ	20円
軽運動室	40円

冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
研修室	270円	160円
会議室	270円	160円
調理実習室	270円	160円
和室	160円	110円
団体企画室	160円	110円

器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	品名	単位	金額（1回につき）
体育器具	バレーボール	1式	440円
	バドミントン	1式	110円
	卓球	1式	110円
	庭球	1式	440円

ステージ	20円
軽運動室	40円

冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
研修室	270円	160円
会議室	270円	160円
調理実習室	270円	160円
和室	160円	100円
団体企画室	160円	100円

器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。

区分	品名	単位	金額（1回につき）
体育器具	バレーボール	1式	430円
	バドミントン	1式	100円
	卓球	1式	100円
	庭球	1式	430円

厚狭公民館	山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成27年山陽小野田市条例第3号）で定める額	
	区分	使用料（1時間当たり）
生公民館	大講堂	390円
	第1会議室（小講堂）	170円
	第2会議室（小講堂）	170円
	和室	170円
	調理実習室	250円
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。	
区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
大講堂	490円	330円
第1会議室（小講堂）	160円	110円
第2会議室（小講堂）	160円	110円

厚狭公民館	山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成27年山陽小野田市条例第3号）で定める額	
	区分	使用料（1時間当たり）
生公民館	大講堂	380円
	第1会議室（小講堂）	170円
	第2会議室（小講堂）	170円
	和室	170円
	調理実習室	240円
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。	
区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
大講堂	480円	320円
第1会議室（小講堂）	160円	100円
第2会議室（小講堂）	160円	100円

	和室	160円	110円	
	調理実習室	270円	160円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位 金額（1回につき）	
	設備器具	ピアノ	1台 2,200円	
厚 陽 公 民 館	区分	使用料（1時間当たり）		
	講堂	390円		
	会議室	250円		
	第1研修室	80円		
	第2研修室	80円		
	調理実習室	250円		
	談話室	80円		
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
		区分	使用料（1時間当たり）	
			冷房	暖房
	講堂	490円	330円	
	会議室	270円	160円	
	第1研修室	160円	110円	
	第2研修室	160円	110円	

	和室	160円	100円	
	調理実習室	270円	160円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位 金額（1回につき）	
	設備器具	ピアノ	1台 2,160円	
厚 陽 公 民 館	区分	使用料（1時間当たり）		
	講堂	380円		
	会議室	240円		
	第1研修室	80円		
	第2研修室	80円		
	調理実習室	240円		
	談話室	80円		
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
		区分	使用料（1時間当たり）	
			冷房	暖房
	講堂	480円	320円	
	会議室	270円	160円	
	第1研修室	160円	100円	
	第2研修室	160円	100円	

出 合 公 民 館	調理実習室	270円	160円
	談話室	160円	110円
	区分	使用料（1時間あたり）	
	講堂	390円	
	会議室	250円	
	第1研修室	80円	
	第2研修室	80円	
	調理実習室	250円	
	団体企画室	80円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間あたり）	
		冷房	暖房
	講堂	490円	330円
	会議室	270円	160円
	第1研修室	160円	110円
	第2研修室	160円	110円
	調理実習室	270円	160円
	団体企画室	160円	110円
備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。			

出 合 公 民 館	調理実習室	270円	160円
	談話室	160円	100円
	区分	使用料（1時間あたり）	
	講堂	380円	
	会議室	240円	
	第1研修室	80円	
	第2研修室	80円	
	調理実習室	240円	
	団体企画室	80円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間あたり）	
		冷房	暖房
	講堂	480円	320円
	会議室	270円	160円
	第1研修室	160円	100円
	第2研修室	160円	100円
	調理実習室	270円	160円
	団体企画室	160円	100円
備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。			

山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例新旧対照表（第23条関係）

改正後				改正前			
別表第1（第6条関係） きらら交流館使用料  (単位：円)				別表第1（第6条関係） きらら交流館使用料  (単位：円)			
使用区分 種別	金額			使用区分 種別	金額		
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時 まで		午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時 まで
大研修室	2,750	4,950	6,600	大研修室	2,700	4,860	6,480
	映像設備を使用する場合は、1回につき2,200円の使用料を加算して徴収する。				映像設備を使用する場合は、1回につき2,160円の使用料を加算して徴収する。		
研修室1	880	1,100	1,650	研修室1	860	1,080	1,620
研修室2	880	1,100	1,650	研修室2	860	1,080	1,620
調理実習室	880	1,100	1,650	調理実習室	860	1,080	1,620
展示ホール	440	550	820	展示ホール	430	540	810
宿泊室	1時間につき 330			宿泊室	1時間につき 320		
備考 1・2 (略) 3 次の各号に掲げる場合（宿泊室を除く。）は、定額に当該各号に定める額を加算して徴収する。 (1) 入場料等の徴収額が <u>520円</u> 以下の場合は定額の2倍の額 (2) 入場料等の徴収額が <u>520円</u> を超える場合は定額の3倍の額				備考 1・2 (略) 3 次の各号に掲げる場合（宿泊室を除く。）は、定額に当該各号に定める額を加算して徴収する。 (1) 入場料等の徴収額が <u>510円</u> 以下の場合は定額の2倍の額 (2) 入場料等の徴収額が <u>510円</u> を超える場合は定額の3倍の額			

(3)・(4) (略)

4 (略)

別表第2 (第6条関係)

きらら交流館浴室使用料表

区分	金額		
	大人(中学生以上)	小人(小学生)	小学生未満
宿泊しない者	1回につき 520円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者(サイト又はトレーラーハウスを使用する者に限る。)は、半額とする。	1回につき 260円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者(サイト又はトレーラーハウスを使用する者に限る。)は、半額とする。	無料 ただし、保護者同伴でない場合は、小人と同様とする。
	回数券12枚 つづり 5,200円	回数券12枚 つづり 2,600円	
宿泊する者	無料		

別表第3 (第6条関係)

きらら交流館宿泊室使用料表

ア 第4条第2号に規定する宿泊

(単位：円)

区分	金額(1室1泊)
洋室	5,500
和室	7,700

(3)・(4) (略)

4 (略)

別表第2 (第6条関係)

きらら交流館浴室使用料表

区分	金額		
	大人(中学生以上)	小人(小学生)	小学生未満
宿泊しない者	1回につき 510円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者(サイト又はトレーラーハウスを使用する者に限る。)は、半額とする。	1回につき 250円 ただし、竜王山公園オートキャンプ場の利用者(サイト又はトレーラーハウスを使用する者に限る。)は、半額とする。	無料 ただし、保護者同伴でない場合は、小人と同様とする。
	回数券12枚 つづり 5,100円	回数券12枚 つづり 2,500円	
宿泊する者	無料		

別表第3 (第6条関係)

きらら交流館宿泊室使用料表

ア 第4条第2号に規定する宿泊

(単位：円)

区分	金額(1室1泊)
洋室	5,400
和室	7,560

イ 第4条第3号に規定する宿泊  
(単位：円)

区分	金額(1人1泊)	
	洋室及び和室	1人1室利用
2人1室利用		4,400
3人以上1室利用		3,300

別表第4 (第6条関係)

冷暖房使用料

(単位：円)

使用区分 種別	金額(1時間につき)	
	冷房	暖房
大研修室	990	660
(略)	(略)	(略)

備考

(略)

イ 第4条第3号に規定する宿泊  
(単位：円)

区分	金額(1人1泊)	
	洋室及び和室	1人1室利用
2人1室利用		4,320
3人以上1室利用		3,240

別表第4 (第6条関係)

冷暖房使用料

(単位：円)

使用区分 種別	金額(1時間につき)	
	冷房	暖房
大研修室	970	640
(略)	(略)	(略)

備考

(略)

山陽小野田市青年の家等設置条例新旧対照表（第24条関係）

改正後				改正前				
別表第1（第6条関係） 山陽小野田市青年の家使用料 1 日帰りの場合				別表第1（第6条関係） 山陽小野田市青年の家使用料 1 日帰りの場合				
区分		使用料（1時間当たり）		区分		使用料（1時間当たり）		
(略)		(略)		(略)		(略)		
和室		250円		和室		240円		
視聴覚室		250円		視聴覚室		240円		
(略)				(略)				
区分		金額（1時間当たり）		区分		金額（1時間当たり）		
		冷房	暖房			冷房	暖房	
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
備考（略）				備考（略）				
2 宿泊を要する場合				2 宿泊を要する場合				
区分	単位	市内の者	市外の者	区分	単位	市内の者	市外の者	備考
高校生以下	1泊	110円	150円	高校生以下	1泊	100円	150円	シーツ使用料は、洗濯料の実費とする。
大学生・勤労青年	1泊	220円	330円	大学生・勤労青年	1泊	210円	320円	
一般	1泊	330円	490円	一般	1泊	320円	480円	
備考				備考				

(略)

別表第2 (第6条関係)

山陽小野田市青年の家プール使用料

区分	使用料	
一般使用 一般	1人につき <u>110円</u>	
高校生以下	1人につき <u>50円</u>	
(略)	(略)	
専用使用プ ール	平日	午前 <u>2,750円</u> 午後 <u>3,850円</u>
	土曜・日曜・祝日	午前 <u>5,500円</u> 午後 <u>6,600円</u>

備考

(略)

別表第3 (第6条関係)

山陽小野田市天文館使用料

区分	使用料
一般	1回につき <u>110円</u>
高校生以下	<u>50円</u>

備考 (略)

別表第4 (第6条関係)

山陽小野田市青年の家体育館使用料

(略)

別表第2 (第6条関係)

山陽小野田市青年の家プール使用料

区分	使用料	
一般使用 一般	1人につき <u>100円</u>	
高校生以下	1人につき <u>50円</u>	
(略)	(略)	
専用使用プ ール	平日	午前 <u>2,700円</u> 午後 <u>3,780円</u>
	土曜・日曜・祝日	午前 <u>5,400円</u> 午後 <u>6,480円</u>

備考

(略)

別表第3 (第6条関係)

山陽小野田市天文館使用料

区分	使用料
一般	1回につき <u>100円</u>
高校生以下	<u>50円</u>

備考 (略)

別表第4 (第6条関係)

山陽小野田市青年の家体育館使用料

区分			使用料 (1時間当たり)
催物	フ ロ ア ー ( 全 面)	(略)	(略)
		<u>営利を目的としない 催物</u>	<u>610円</u>
		<u>営利を目的とした催 物</u>	<u>1,230円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
附属設備及び器具使用料(1回当たり)			
<u>バレーボール器具</u>		<u>1組</u>	<u>440円</u>
<u>バドミントン器具</u>		<u>1組</u>	<u>110円</u>
<u>バスケットボール器具</u>		<u>1組</u>	<u>550円</u>

備考

(略)

別表第5(第6条関係)

山陽小野田市青年の家テニスコート使用料

(略)

備考

1～4 (略)

5 夜間照明を使用したときは、使用時間(準備及び後始末の時間を含む。)1時間当たり220円を徴収する。

区分			使用料 (1時間当たり)
催物	フ ロ ア ー ( 全 面)	(略)	(略)
		<u>営利を目的としない 催物</u>	<u>600円</u>
		<u>営利を目的とした催 物</u>	<u>1,200円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
附属設備及び器具使用料(1回当たり)			
<u>バレーボール器具</u>		<u>1組</u>	<u>430円</u>
<u>バドミントン器具</u>		<u>1組</u>	<u>100円</u>
<u>バスケットボール器具</u>		<u>1組</u>	<u>540円</u>

備考

(略)

別表第5(第6条関係)

山陽小野田市青年の家テニスコート使用料

(略)

備考

1～4 (略)

5 夜間照明を使用したときは、使用時間(準備及び後始末の時間を含む。)1時間当たり210円を徴収する。

6 (略)

別表第6 (第6条関係)

山陽小野田市青年の家運動広場使用料

区分	使用料 (1時間あたり)
高校生以下	<u>1 1 0 円</u>
一般	<u>2 2 0 円</u>
プロスポーツ及びス ポーツ以外の催物	<u>1, 6 5 0 円</u>

備考

1～4 (略)

5 夜間照明を使用したときは、使用時間 (準備及び後始末の時間を含む。) 1時間あたり 2, 3 5 0 円 を徴収する。

6 (略)

6 (略)

別表第6 (第6条関係)

山陽小野田市青年の家運動広場使用料

区分	使用料 (1時間あたり)
高校生以下	<u>1 0 0 円</u>
一般	<u>2 1 0 円</u>
プロスポーツ及びス ポーツ以外の催物	<u>1, 6 2 0 円</u>

備考

1～4 (略)

5 夜間照明を使用したときは、使用時間 (準備及び後始末の時間を含む。) 1時間あたり 2, 3 1 0 円 を徴収する。

6 (略)

山陽小野田市きららガラス未来館条例新旧対照表（第25条関係）

改正後					改正前				
別表第1（第6条関係） ガラス未来館使用料表  (単位:円)					別表第1（第6条関係） ガラス未来館使用料表  (単位:円)				
種別	金額				種別	金額			
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	時間区分帯以外 (1時間につき)			午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	時間区分帯以外 (1時間につき)	
			午前	午後			午前	午後	
工芸教室	1,320	1,650	270	550	工芸教室	1,290	1,620	270	540
多目的ホール	660	810	110	220	多目的ホール	640	810	100	210
備考 (略)					備考 (略)				
別表第2（第6条関係） ガラス未来館附属設備使用料表					別表第2（第6条関係） ガラス未来館附属設備使用料表				
種別		単位	金額		種別		単位	金額	
ベンチ（ガラス溶解炉、ピック		1日	11,000		ベンチ（ガラス溶解炉、ピック		1日	10,800	
アップオープン、徐冷炉、グロ			円		アップオープン、徐冷炉、グロ			円	

一リーホールその他工具一式)	半日	5,500円
コールドショップ (加工機その他工具一式) 1人につき	1時間	330円
サンドブラスト 1人につき	1時間	220円
電気炉大	1日	2,200円
電気炉中	1日	1,650円
バーナー (その他工具一式) 1人につき	1時間	220円

備考  
(略)

別表第3 (第6条関係)

ガラス未来館冷暖房使用料表

(単位:円)

種別	金額 (1時間につき)	
	冷房	暖房
工芸教室	490	330

備考 (略)

一リーホールその他工具一式)	半日	5,400円
コールドショップ (加工機その他工具一式) 1人につき	1時間	320円
サンドブラスト 1人につき	1時間	210円
電気炉大	1日	2,160円
電気炉中	1日	1,620円
バーナー (その他工具一式) 1人につき	1時間	210円

備考  
(略)

別表第3 (第6条関係)

ガラス未来館冷暖房使用料表

(単位:円)

種別	金額 (1時間につき)	
	冷房	暖房
工芸教室	480	320

備考 (略)

山陽小野田市津布田会館条例新旧対照表（第26条関係）

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	使用料（1時間当たり）		区分	使用料（1時間当たり）	
集会室	390円		集会室	380円	
調理実習室	250円		調理実習室	240円	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
区分	使用料（1時間当たり）		区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房		冷房	暖房
集会室	490円	330円	集会室	480円	320円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
保育室	160円	110円	保育室	160円	100円
学習室	160円	110円	学習室	160円	100円
備考（略）			備考（略）		